大岩石材組合同組合準則

（名称、主例、地区、地位）

大岩石材ノ名称、

大岩石材ハ今ヤ石材業ノ名ヲ以テ一部ノ同業者ノ此ノ機会ニ於テ協力シテ業ヲ興シ事業ヲ進メントスルノ時ニ当リ一般ノ信用ヲ博シ以テ将来ノ発展ヲ期スルヲ必要トスルヲ以テ大岩石材ノ事業ヲ称スルヲ以テ大岩石材組合ト称スルヲ適当ト認ム仍テ大岩石材組合ト称スル事ニ決定シタリ

飯塚、嘉穂、鞍手、糸島、西部、西北部ノ六組合ヲ以テ組織スルモノトス、但シ将来ニ於テ他ノ組合ヨリ加入ヲ希望スルモノアルトキハ総会ノ決議ヲ経テ之ヲ許可スルコトアルヘシ、

第七条　組合ニ代表者ヲ置キ理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム、代表者ハ組合ヲ代表シ組合ノ業務ヲ統轄ス、

第八条　組合ニ副代表者ヲ置キ理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム、副代表者ハ代表者ヲ補佐シ代表者事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス、

第九条　組合ニ理事ヲ置キ総会ニ於テ之ヲ選任ス、理事ハ組合ノ業務ヲ執行ス、

第十条　組合ニ監事ヲ置キ総会ニ於テ之ヲ選任ス、監事ハ組合ノ業務ノ執行ヲ監査ス、

第十一条　組合ニ顧問ヲ置キ総会ニ於テ之ヲ選任ス、顧問ハ組合ノ業務ニ関シ代表者ノ諮問ニ応ス、

第十二条　組合ニ相談役ヲ置キ総会ニ於テ之ヲ選任ス、相談役ハ組合ノ業務ニ関シ代表者ノ諮問ニ応ス、

第十三条　組合ニ参与ヲ置キ総会ニ於テ之ヲ選任ス、参与ハ組合ノ業務ニ関シ代表者ノ諮問ニ応ス、

第十四条　組合ニ書記ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、書記ハ組合ノ業務ニ従事ス、

第十五条　組合ニ会計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計ハ組合ノ会計ヲ処理ス、

第十六条　組合ニ出納ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、出納ハ組合ノ出納ヲ処理ス、

第十七条　組合ニ倉庫ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、倉庫ハ組合ノ倉庫ヲ管理ス、

第十八条　組合ニ運送ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、運送ハ組合ノ運送ヲ処理ス、

第十九条　組合ニ検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、検査ハ組合ノ検査ヲ処理ス、

第二十条　組合ニ保管ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、保管ハ組合ノ保管ヲ処理ス、

第二十一条　組合ニ販売ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、販売ハ組合ノ販売ヲ処理ス、

第二十二条　組合ニ購買ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、購買ハ組合ノ購買ヲ処理ス、

第二十三条　組合ニ製造ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、製造ハ組合ノ製造ヲ処理ス、

第二十四条　組合ニ加工ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、加工ハ組合ノ加工ヲ処理ス、

第二十五条　組合ニ修理ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、修理ハ組合ノ修理ヲ処理ス、

第二十六条　組合ニ検定ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、検定ハ組合ノ検定ヲ処理ス、

第二十七条　組合ニ鑑定ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、鑑定ハ組合ノ鑑定ヲ処理ス、

第二十八条　組合ニ評価ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、評価ハ組合ノ評価ヲ処理ス、

第二十九条　組合ニ仲裁ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、仲裁ハ組合ノ仲裁ヲ処理ス、

第三十条　組合ニ調停ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、調停ハ組合ノ調停ヲ処理ス、

第三十一条　組合ニ和解ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、和解ハ組合ノ和解ヲ処理ス、

第三十二条　組合ニ示談ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、示談ハ組合ノ示談ヲ処理ス、

第三十三条　組合ニ斡旋ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、斡旋ハ組合ノ斡旋ヲ処理ス、

第三十四条　組合ニ調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、調査ハ組合ノ調査ヲ処理ス、

第三十五条　組合ニ統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、統計ハ組合ノ統計ヲ処理ス、

第三十六条　組合ニ広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、広報ハ組合ノ広報ヲ処理ス、

第三十七条　組合ニ渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、渉外ハ組合ノ渉外ヲ処理ス、

第三十八条　組合ニ庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、庶務ハ組合ノ庶務ヲ処理ス、

第三十九条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第四十条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第四十一条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第四十二条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第四十三条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第四十四条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第四十五条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第四十六条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第四十七条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第四十八条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第四十九条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第五十条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第五十一条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第五十二条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第五十三条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第五十四条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第五十五条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第五十六条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第五十七条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第五十八条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第五十九条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第六十条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第六十一条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第六十二条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第六十三条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第六十四条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第六十五条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第六十六条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第六十七条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第六十八条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第六十九条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第七十条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第七十一条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第七十二条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第七十三条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第七十四条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第七十五条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第七十六条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第七十七条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第七十八条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第七十九条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第八十条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第八十一条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第八十二条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第八十三条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第八十四条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第八十五条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第八十六条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第八十七条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第八十八条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第八十九条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第九十条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第九十一条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第九十二条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第九十三条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、

第九十四条　組合ニ会計庶務ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計庶務ハ組合ノ会計ヲ庶務ス、

第九十五条　組合ニ会計監査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計監査ハ組合ノ会計ヲ監査ス、

第九十六条　組合ニ会計検査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計検査ハ組合ノ会計ヲ検査ス、

第九十七条　組合ニ会計調査ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計調査ハ組合ノ会計ヲ調査ス、

第九十八条　組合ニ会計統計ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計統計ハ組合ノ会計ヲ統計ス、

第九十九条　組合ニ会計広報ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計広報ハ組合ノ会計ヲ広報ス、

第百条　組合ニ会計渉外ヲ置キ代表者ニ於テ之ヲ選任ス、会計渉外ハ組合ノ会計ヲ渉外ス、